

日本中国学会会報

NIPPON CHŪGOKU GAKKAI

1998年(平成10年)

4月15日

第1号

〒113-0034 東京都文京区湯島1-4-25 斯文会館 電話 03-3251-4606
FAX 03-3251-4853

学会第50回大会に向けて

理事長 戸川 芳郎

ここに一枚の集合写真があります。両柱に日本学術会議と日本学士院の門標がかかる会館玄関
いっばいに、90名ほどの顔ぶれがならびます。1949年10月、日本中国学会の創立大会記
念のものです。役員章をつけて前列にそろう方がたは、熟年世代の現会員にとっては老師にあたる、旧制大学の研究室を主宰されていた諸先生ですが、みな定年まえの50歳代なのに驚く次第
です。

本学会は、爾来、年次学術大会をかさねて、今年度はその第50回大会を開催することとなり
ました。前「会報」(97年11月)にお報せしましたように、この学術大会を創立五十年記念
大会と定めて準備しています。

大会開催準備校(早稲田大学)からの同封の「日本中国学会創立五十年記念大会のご案内」に
ありますとおり、

○記念大会

於早稲田大学

10月10日(土)

記念講演 裘錫圭氏(中国、北京大学)

シペール氏(フランス、ライデン大学)

記念祝賀パーティー

会場 早稲田大学大隈ガーデンハウス

10月11日(日)

学術発表(会員)

の日取りとなります。

そして、この時を期して以下の二点を記念出版いたします。

○『日本中国学会五十年史』

本学会の編刊です。うへの写真も複写しました。学会50年の各種データ、『学会報』(1~50号)所載論文目録と21世紀にむけての少壮研究者の抱負(座談)は、内外に顕示しうる本学会のゆたかな資産であります。

○『日本中国学会 創立五十年記念論文集』(論文89篇収載)

1冊25000円 予約特価20000円(予定)

は、汲古書院をつうじてひろく一般に刊行案内されるものですが、学会の現・元役員と学会賞受賞者からいただいた論文集です。本学会の現勢を結集した点では、次の50年への指針を示唆するものとなりましょう。

また、同封しました「日本中国学会」案内は、会員数2000名を突破したのを機に、ホームページを開設する声がおこり、ひとまず案内パンフを記念事業として作製してみました。会則や

役員名だけの、気のきかぬ内容になりましたが、あとでご紹介する学会改革の「改革案」に深く関係します資料ですので、ぜひお目を通してください。

以上のように、五十年記念事業は、予定どおり着々と進行中であります。

ここで、前「会報」と同時に、全会員の皆様にお願ひしました「五十年記念募金」の、現況を報告いたします。同封の「日本中国学会五十年記念募金に寄付された会員」が、その義捐の総額と醸金者芳名であります。昨年暮ですすでに240万円に達し、現在なお連綿と入金がつづき、400万円に迫りつつあります。まことに心強い次第であります。さらに幸いにも、中・仏学者お二方の招聘援助を申請していました日本国際交流基金と日本学術振興会から、ともに採用通知を得ました。

ただ、目標額500万円にはまだ相当の差があり、期間（～3月末）を経過しましたが、継続してご芳志のための口座を開いたままにいたします。

なお、3月の臨時理事会で、「五十年記念事業のための特別会計」を開設し一般会計から独立させることを決めました。積立金500万円と本醸出金その他が収入に当てられます。

さて、1999年すなわち明年、開創五十周年を迎える本学会にとりまして、大きな転機がやってきます。すなわち学会機構の抜本的な改革を目指すこととなったことです。前「会報」にもその一端をお報せしましたが、このたび改革検討委員会から、その機構改革の企図している内容の骨子と、これまでの経過を説明した「日本中国学会の改革案について」が提出され、全会員に、以下のとおりお報せすることといたしました。

学会にとり記念すべき時を迎えるにあたって、以上のような現状であります。今後とも皆様方のますますのご協力を切にお願いいたす次第であります。

日本中国学会の改革案について

平成10（1998）年3月24日
改革検討委員会委員長 石川 忠久

去る3月7日の臨時理事会において、改革検討委員会の提出した「日本中国学会会則等の一部改正（案）」等が報告され、慎重審議の結果、採択・決定された。この改正（案）等は、来る5月の定例理事会においてさらに煮詰められた後、夏期休暇の前後に、第50回記念大会の案内状とともに会員各位のもとに届けられ、最終的には10月10日に開かれる第50回大会総会において報告・審議される予定である。

今回の改革案は、日本中国学会にとって相当大規模な改革案であるので、ここにあらかじめ会員各位にその概要をお知らせする次第である。会員各位におかれてはご質問・ご意見等を口頭なり文書なりの形で、石川忠久委員長あるいは戸川芳郎理事長まで奮ってお寄せいただきたければ幸いである。

I、改革についての考え方

A、より多数の会員で支える日本中国学会を

日本の代表的な中国研究の団体である日本中国学会は、今年の10月をもって創立50年を迎

える。半世紀に及ぶ長い歴史と伝統の中で形作られてきた諸制度は、確かに本学会に参加する者にとって誇りに思う点ではあるが、同時に組織上・運営上、困難な問題が発生する原因ともなっている。

役員の定数を例に取ってみれば、会員総数246名で創立した昭和24年度の本学会の役員が、理事長1名、理事15名、評議員38名、専門委員15名、委員（現在の幹事に当たる）1名であったのに対して、会員総数2100名、かつての8.5倍を超えた平成10年度の役員は、わずかに理事長1名、理事16名、監事2名、評議員42名、学術専門委員25名、幹事2名である。

このような事情のために、今日では、一方で、理事長を始めとする一部の役員に仕事が集中してその負担の過重化という問題が深刻になっており、また、実際には相当数の会員が役員としての待遇を受けないまま大会準備・学会報編集・情報処理・50年記念事業といった、本来役員が行うべき仕事に動員されており、他方で、役員選挙の投票率が極めて低いことに端的に現れているように、多くの一般会員の本学会の運営に対する無関心が生み出されている。

今回の改革案では、以上のような制度疲労による欠陥を根本的に改めて、少なからぬ中堅研究者が役員として直接、運営に参加し、より多数の会員によって支えられる求心力のある本学会にした上で、来る21世紀における、日本の中国研究を活性化させ高水準のままに維持したいと考えている。

具体的には、副理事長2名（理事長の委嘱）を新たに設ける外、理事を約80名（評議員の互選25名、理事長の委嘱約55名）、評議員を約200名（通常会員の互選50名、理事長の委嘱約150名）、監事を約3名（理事長の委嘱）に増やす計画である。

B、新しい時代にふさわしい合理的な組織と運営を

現行の会則によれば、議決機関と執行機関とが明確には分離されておらず、理事会がその両者を一手に担当することになっている。そして、評議員会は理事会の「諮問に応ずる」答申の機関である。

今回の改革案では、議決機関と執行機関とを明確に分離し、評議員会を最高議決機関と位置づけ極めて重い任務を与えている。評議員は、通常会員の直接選挙で50名が選ばれ、理事長が委嘱する者が約150名、合計約200名である。委嘱評議員は、大学・研究機関と個人の2種に分かれるが、どちらも役員推薦委員会の推薦により、評議員会の審議と承認を経て、理事長が委嘱する。大学・研究機関は、当分の間、会員5名以上の大学・研究機関より代表1名を出すことができ、約70名である。個人は、研究の分野・時代・対象・主題等を配慮して約80名を委嘱する。

理事は、執行機関であり、各理事は、運営委員会（常任理事会的なもの）・大会委員会・論文審査委員会・出版委員会・選挙管理委員会・研究推進国際交流委員会・役員推薦委員会・各種特別委員会等に分属して（無任所理事もありうる）、それぞれ「会務を掌る」。現行の理事会と学術専門委員会はなくなり、また従来、本来役員が行うべき仕事に動員されてきた相当数の会員が理事に任せられることになる。理事は、評議員の直接選挙で25名が選ばれ、理事長が委嘱する者が約55名、合計約80名である。委嘱理事は、役員推薦委員会の推薦により、評議員会の審議と承認を経て、理事長が委嘱するが、その選任には、特定の地域に偏らないように全国的視野に立って適切な配慮がなされる。

以上の改革案によって、新しい時代を迎えるにふさわしいより合理的な組織と運営が可能となるであろう。

C、地区制より全国区制へ

現行の、全国を7地区に分けて、評議員・理事の選挙を行い、会員名簿を作るやり方は、地区ごとに1票の格差があつて選挙権が不公平であるとか、会員の就職・職場の変更等のために役員的身分を喪失したり、会員名簿の大幅な書き換えが必要となつたり等、従来より色々と問題が指摘されていたところである。

この地区制は、昭和24年度の創立当時は、役員が特定の地域に偏らないようにするための、全国的視野に立った適切な配慮であつたと考えられるが、今回の改革案ではこれを廃止して全国区制とする。

今回の改革案によれば、委嘱評議員の中に、大学・研究機関の代表があり、会員5名以上の大学・研究機関より代表1名、計約70名を出すことになっている。したがって、創立当時の地区制の精神は十分生かすことができるであろう。

この改革案によって、役員および会員が一層全国的視野に立って本学会の組織と運営に参加することが期待される。

D、委員会制による一層充実した学会活動を

現行の会則の下においても、学術専門委員会・選挙管理委員会がそれぞれの歴史的背景を背負つて設置され、現在に至っていることは周知のとおりである。また、これら以外にも、大会準備委員会・学会報編集委員会・情報処理委員会・50年記念事業委員会等々の各種委員会が存在しており、それぞれ重要な役割を演じてきている。

しかし、理事・評議員の定数が少ないこと等もあつて、後者の各種委員会を構成する委員は必ずしも理事・評議員ではなく、またその責任や活動はそれぞれの委員会に委ねられる場合が少なくなかつた。

今回の改革案では、現行の学術専門委員会・選挙管理委員会に相当する新委員会をも含めて、各種委員会の委員は基本的に執行機関としての理事（あるいは評議員）がその任に当たることとなり、またその責任や活動は基本的に理事（あるいは評議員）によって構成される各種委員会に委ねられることとなる。

例えば、大会委員会では、当該年度および翌年度の大会開催校の代表が理事（あるいは評議員）に選任され、他の委員（基本的に理事）とともに大会開催の諸活動を担当する。その際、大会を一層実りあるものにするために様々の創意・工夫をこらすことが期待される。また、研究推進・国際交流委員会では、現行の情報処理委員会の委員等が理事に選任され、他の委員（基本的に理事）とともに引き続いて中国書データベース化や漢語漢字文書処理について研究するだけでなく、科学研究費申請の活発化・日本学術会議との連携・国際シンポジウムの開催・国際学術情報の提供等々についても、コンピュータ時代の会員にアピールする新しい活動を展開することが期待されるところである。

II、改革の経過

今回の改革案は、平成8年10月、神奈川大学において開催された第48回大会総会の席上、加地伸行会員より、本学会創立50年の機会を捉えて学会の組織上・運営上に発生している諸問題を正視して改革を図るべきである旨の発言があり、当時の石川忠久理事長より、そのように対処したい旨の回答が行われたことに端を発する。

暫くして、平成9年3月、石川忠久理事長の主催で開かれた懇談会で、改革の素案（たたき台）

を作る委員として加地伸行会員と池田知久会員の両名が推薦された。平成9年3月、改革委員（仮称）を命ぜられた加地伸行会員・池田知久会員の両名は、1泊2日の合宿を行って「日本中国学会改革案」第1次原案を作成した。

続いて平成9年5月、第1回理事会において「改革検討委員会の設置について」が報告・審議され、本学会の中に「改革検討委員会」を設置することが承認された。委員長は石川忠久前理事長、委員は加地伸行会員・池田知久会員である。改革検討委員会は、平成9年6月～7月、数回開催されて、「日本中国学会改革案」第1次原案を補足・修正しながら、順次第2次案・第3次案を作成していった。この内、第3次案は、夏期休暇の期間に全評議員に郵送されたが、それは、3名の委員が全国7地区に赴き、各地区の評議員に参集していただき、第3次案の大綱を説明して、意見を聴取するいわゆるヒアリングを行うためである。

ヒアリングは、平成9年9月19日に関東地区、9月21日に近畿地区、9月22日に中国・四国地区および北海道地区、9月23日に九州地区、9月28日に中部地区（実際は流会）、10月2日に東北地区、のそれぞれの評議員に対して行われ、種々の意見が活発に開陳され、様々の要望が提出された。なお、新旧幹事（事務局）へのヒアリングも10月25日に行われている。改革委員会は、以上のヒアリングで出された多くの意見や要望を取り入れ、第3次案の補足・修正を行い、「日本中国学会改革案」第4次案を作成した。

平成9年10月、大阪市立大学において開催された第49回大会時の理事会・評議員会・学術専門委員会・総会において、それぞれ改革検討委員会より「日本中国学会改革案」第4次案が報告され、それに基づいて各理事・評議員・学術専門委員・会員より活発に意見が開陳された。各会における審議の結果、この改革案を大綱として承認し、これを素案（たたき台）として具体的な諸問題をさらに煮詰めるべきことが承認され、併せて花登正宏会員と合山究会員の両名を委員に追加・補充することが決定された。

平成10年1月～2月、改革検討委員会が数回開かれ、「日本中国学会改革案」第5次案に基づいて、「日本中国学会会則の一部改正（案）」「選挙規約改正（案）」「役員委嘱規約（案）」「評議員会・監事会規約（案）」「委員会規約（案）」「移行措置（案）」「日程（案）」を作成した。これらの改正（案）は2月に各理事に郵送された。

平成10年3月、本学会改革を主なテーマとする臨時理事会が開かれた。理事会に対して改革検討委員会の石川忠久委員長より本学会改革の意義・目的・経過などの説明と併せて、総括的に上記「日本中国学会会則の一部改正（案）」「選挙規約改正（案）」「役員委嘱規約（案）」「評議員会・監事会規約（案）」「委員会規約（案）」「移行措置（案）」「日程（案）」の提案が行われ、加地伸行委員・合山究委員・池田知久委員が補足説明を行った。理事会はこれらを逐条的に審議した結果、原案に対し修正意見を付した上でこれを可決・採択した。そして、5月の定例理事会において正式決定し、夏頃、第50回大会案内状とともに会員各位のもとに送付して広く意見をうかがい、最終的には10月10日の第50回大会総会において会則の一部改正を決定する、等のスケジュールを承認した。

◎役員の変更について

平成10・11年度の学術専門委員は、選挙ならびに理事長委嘱により、下記の会員に決定いたしました。(五十音順)

池田 知久	石川 忠久	大上 正美	加地 伸行	笈 文生
川合 康三	小南 一郎	興膳 宏	合山 究	佐藤 保
坂出 祥伸	高橋 均	戸川 芳郎	中嶋 隆蔵	福井 文雅
堀池 信夫	町田 三郎	松浦 友久	丸尾 常喜	丸山 昇
三浦 國雄	溝口 雄三	向嶋 成美	望月 真澄	吉田 公平
				全25名

なお理事・評議員については、佐藤仁・山根三芳両会員の異動にともない、以下の三会員がそれぞれ繰り上げ選出されました。

理事	(九州)	佐藤 仁	→	合山 究
評議員	(中国四国)	山根三芳	→	入谷仙介
	(九州)	佐藤 仁	→	竹村則行

◎〈学会展望〉用資料の送付について

『学会報』第50集の編集担当校は、今年度より京都大学文学部中国文学研究室(責任者は興膳宏会員)に委嘱されました。第50集の〈学会消息〉欄の原稿を、記入責任者から京都大学文学部中国文学研究室(〒606-8317 京都市吉田本町)宛お送り下さい。資料は平成9年1月から12月までのものとします。

『学会報』第50集の〈学界展望〉執筆校は以下の通りです。

哲 学	二松学舎大学文学部中国文学研究室・代表：戸川芳郎会員 (〒102-0075 東京都千代田区三番町6-16)
文 学	桜美林大学文学部中国語中国文学研究室・代表：山崎純一会員 (〒194-0213 町田市常葉町3758)
語 学	東京都立大学人文学部中国文学研究室・代表：佐藤進会員 (〒192-0364 八王子市南大沢1-1)

〈学界展望〉は、会員各位の自己申告に基づいて整理されますので、未申告の会員は4月末までに上記の執筆校へ直接お送り下さい。郵送費は各自ご負担願います。なお、ご申告がない場合は、収載漏れとなることがありますのでご注意ください。また、研究論文目録に掲載不相当と思われるものは、執筆担当校の判断で割愛されることもあります。

◎本年度大会について

本年度(第50回)の学術大会は、早稲田大学が準備会を担当し、10月10日(土)・11日(日)に行われます。(大会準備会からの案内状が同封してあります。詳細はこれについてご承知置きのほどを。)

◎新年度会費納入について

新年度にあたり会則第8条に定められた学会費の納入をお願いいたします。同封の振替用紙をご利用下さい。また、大会時の現金による納入は、混乱を避けるため受け付けません。

口座番号：00160-9-89927 日本中国学会

◎住所変更について

新名簿作成中につき、氏名・住所・電話番号・所属の変更は速やかにご通知下さい。特に所属の変更は、地区の移動を伴うことがありますので、ご注意願います。留学される場合は、予定期間と併せて国内連絡先をお知らせ下さい。(通知は書面にてお願いいたします。会費納入用の郵便振替用紙の併用はご遠慮ください。)

◎会員資格の停止等について

前年度、会費未納の方には『学会報』を頒付いたしません。また4年にわたって滞納されますと、会員資格が停止されます。

訃 報

昨年度会報第2号発行以後、次の会員が逝去されました。
謹んでご冥福をお祈り申し上げます。(敬称略)

石川清之(関東) 小島憲之(近畿) 前野直彬(関東)
柳瀬喜代志(関東)

◎新入会員の紹介について

今回の新入会員の審査は平成9年度第一回理事会(5月17日開催)に於いて行われます。つきましては入会申込者のご紹介は、5月10日必着にてお願いいたします。期限を過ぎて到着した申込書は、10月理事会での審査を受けることになります。

◎当学会の連絡先は、次の通りです。なお、連絡は、緊急の用件を除き、書面もしくはFAXにてお願いします。

〒113-0034
東京都文京区湯島1-4-25 斯文会館
TEL 03-3251-4606 FAX 03-3251-4853